

持ち込み動画利用約款

第1条(適用範囲)

1. 持ち込み動画利用約款(以下「本約款」といいます)は、本約款に同意した上で、持ち込み動画のサービス(以下「本サービス」といい、詳細は次条に定めます)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間に適用されます。
2. 本約款に定めのない事項については、基本約款及び掲載サービス約款(以下あわせて「原約款」といいます)が適用され、本約款と原約款の定めが相反する場合は、本約款の定めが優先して適用されます。
3. 本約款における用語の定義は、本約款に別段の定めがある場合または文脈上別段の意味を有することが明白である場合を除き、原約款の定めに従うものとします。

第2条(本サービス)

1. 本サービスとは、当社が運営するレストラン検索サイト(以下「本サイト」といいます)の契約者の店舗ページ(日本語版及び外国語版を指します)上に、契約者の動画(以下「本動画」といいます)を掲載するサービスをいいます。なお、当社は、契約者の本動画のファイルを当社のYouTubeチャンネルにアップロードし、契約者の店舗ページ上にこれを表示させ、また、当社のYouTubeチャンネルから、契約者の店舗ページにリンクを設置します。
2. 本サービスの詳細(本サービスの内容、本サービスにかかるシステムの機能並びに指定サイト等のデザイン及びURLを含みますが、これらに限られません)は、営業資料等に記載のとおりとし、当社はこれを随時自由に見直すことができるものとします。

第3条(本契約の成立および条件)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」といいます)を提出することにより、本サービスの利用を申し込むものとします。当社は、かかる本申込書の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなします。
2. 当社は、前項の申込みについて当社所定の審査基準(以下「審査基準」といいます)に従い、利用希望者を審査し、審査基準を満たさない場合には、本サービスを利用することはできません。なお、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べるべきでないものとします。
3. 本約款に基づく利用希望者と当社との間の契約(以下「本契約」といいます)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立します。

第4条(本契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」といいます)は、本契約が成立した日より1年間とします。ただし、本契約満了日の30日前までに、一方当事者から他方当事者に対し、当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

第5条(利用料及び支払条件)

1. 本サービスの対価(以下「本サービス利用料」といいます)は以下に掲げるとおりとします。
 - (1) 月額5,000円(年間60,000円)(税別)
 - (2) 本動画差し替え料: 1回1店舗につき3,000円(税別)
2. 契約者は、請求書に記載された期日(毎月末日払い)および支払い方法(銀行振込・銀行引落)により、本サービス利用料を当社に支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は契約者の負担とします。

第6条(再委託)

当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部または一部を、第三者(以下「委託先」といいます)に委託することができます。

第7条(違約金)

1. 動画の掲載開始日(以下「掲載開始日」といいます)から6ヶ月以内(以下、この期間を「最低利用期間」といいます)に本契約が終了した場合、契約者は、最低利用期間の残期間分の利用料金相当額の総額を違約金として一括で当社に支払うものとします(疑義を避けるために付言すると、掲載開始日4月1日で7月末日をもって解約する場合、8月分及び9月分の利用料金の総額を違約金とします。掲載開始日4月1日で9月末日をもって解約する場合は、違約金は発生しません)。
2. 本サービスの廃止による本契約の終了の場合は、本条に定める違約金は発生しません。
3. 本条に定める違約金は、契約者が支払うべき損害賠償額の上限を定めたものではなく、契約者が当社に損害を与えた場合、契約者は、違約金の支払いに加え、当社に発生した全ての損害を賠償するものとします。

第8条(本動画の掲載)

1. 契約者は、当社が別途指定する方法にて、当社に対し動画を提供するものとします。
2. 当社は、本動画を当社サイトに掲載します。
3. 前項に定める本動画の掲載にかかる諸条件(掲載場所、大きさ、レイアウト等を含むがこれらに限られない)は、当社が自らの裁量にて決定できるものとします。
4. 契約者は、当社による本動画の使用につき必要となる許諾を、自らの責任および負担により取得するものとします。
5. 契約者は、当社に対し、当社による本動画の使用が、第三者のいかなる権利(著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を含み、以下「知的財産権等」という)をも侵害しないことを保証するものとします。
6. 契約者は、当社による本動画の使用に対し、第三者から、その知的財産権等を侵害している旨その他何らかの権利主張がなされた場合、みずからの責任および負担により当該権利主張に対応するものとします。

第9条(商標等の利用)

利用者は、当社に対し、当社による本動画の使用(契約者の店舗ページ、当社サイトへの掲載を含むがこれらに限られない)。

以下同じ)のために必要な範囲における、契約者の商号、商標・ロゴマークの使用を無償で許諾する。

第10条(本契約の解約等)

1. 当社は、基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める事由に該当する場合、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとします。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとします。なお、本条による本契約の終了は、当社による契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
2. 基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める事由以外の理由により、基本契約が終了したときは、本契約は自動的に終了するものとします。
3. 当社は、本契約の期間中においても、契約者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとします。
4. 契約者は、当社所定の方法に従い、解約希望日の1か月前までに当社に対し当社所定の届出を行うことにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日が月(暦月ではなく、掲載開始日から1か月の期間をいう)の途中であっても、契約者は、月額で定められた利用料金の全額を支払う義務を負い、当社は、日割り計算による減額又は返金を行いません。

以上

制定日 2026年7月1日